

砥部町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、砥部町地域公共交通会議が日常生活に不可欠な公共交通を維持・確保するため、地域のニーズを踏まえた最適な公共交通手段を確保し、一体的かつ効率的な公共交通体系を構築することを目的に必要な調査を実施することにより、将来の公共交通のあり方についての基本となる指針や目標を定める「砥部町地域公共交通計画（※）」を策定するために必要な業務を委託する相手方を公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

※『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律』第5条に規定する計画を包括した計画とする。

2 事業の概要

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 事業の名称 | 砥部町地域公共交通計画策定業務 |
| (2) 業務内容 | 「3 業務の内容」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約の日から令和7年3月24日（月） |
| (4) 提案限度価格 | 6,952,000円（消費税及び地方消費税込） |

3 業務の内容

(1) 地域概況及び公共交通の現状整理

人口等の各種統計データや公共交通の運行・利用等に関する情報を収集し、地域公共交通計画策定に係る現状整理を行う。

(2) 上位・関連計画及びまちづくりの方向性の整理

町の上位計画（総合計画、地方版総合戦略等）におけるまちづくりの方向性を整理する。

松山広域都市計画区域マスタープランやその他の関連計画（福祉・観光等）における公共交通の役割と機能の位置づけを整理する。

(3) 移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握

既存資料等を用いて、町内の公共交通（JR四国バス、伊予鉄バス、のりあいタクシー等）と、公共交通以外の移動サービス等の利用実態を整理する。

町民（3,000世帯）やのりあいタクシー利用者を対象としたアンケート調査により、日常の通院や買い物における移動先や利用交通手段、公共交通サービスに関する満足度や改善点等を把握し、地域の移動ニーズを整理する。

学校、医療機関、交通事業者、のりあいタクシー運行事業者、町の関係部署等の関係機関へのヒアリング調査により、利用実態調査やアンケート調査では直接現れてこない課題や移動実態等を把握する。

(4) 前計画の評価検証

令和2年3月に策定した砥部町地域公共交通網形成計画に掲げられた各種事業の実施状況を整理するとともに、そこから浮かび上がった問題点等を整理する。

- (5) 地域公共交通の役割と課題の整理
前項までの調査結果を踏まえ、本町における公共交通の課題を整理する。
- (6) 地域公共交通計画（案）の検討
前項までの検討結果より、本町における今後の公共交通のあり方や生活交通の確保維持に向け、下記事項を検討し、交通事業者と調整を図りながら地域公共交通計画（素案）の作成を行う。
地域公共交通計画（素案）のパブリックコメントを実施し、提出を受けた意見の整理を行うとともに協議会での協議結果を踏まえた地域公共交通計画（案）をとりまとめる。
最終的に、地域公共交通会議での協議などを踏まえた計画書（A4カラー、70頁程度）及び概要版（A4カラー、12頁）の電子データを作成する。
※計画書の印刷及び製本業務は不要
- (7) 会議の運営支援
砥部町地域公共交通会議で審議するための資料（A4カラー、約20頁）の電子データを作成し、交通会議に同席して議事録の作成を行う。
なお、原則、会議資料の印刷業務も含まれ、地域公共交通会議は4回程度を想定する。
- (8) 打ち合わせ等
業務スケジュールを鑑み、対面及びweb等で適宜実施する。
- (9) 成果品
- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 砥部町地域公共交通計画書 | 電子データ（Word、Excel、PDF等） |
| ② 砥部町地域公共交通計画書概要版 | 電子データ（Word、Excel、PDF等） |
| ③ 業務報告書 | 電子データ（PDF） |
| ④ 業務実績内訳書（経費内訳書） | 電子データ（PDF） |
| ⑤ ①～④の紙ベース | 各1部 |
- ※③及び④は要押印のこと。
※電子データは電子媒体（CD等）により提出すること。

4 参加資格

- (1) 砥部町における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザル企画提案参加意向申出書の提出期限から契約相手の特定の日までの間に砥部町物品供給等入札参加資格停止措置規程(平成28年砥部町告示第11号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 官公庁及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会との地域公共交通計画策定業務における実績又は契約予定(契約締結済み)のものがあること。
- (5) 砥部町地域公共交通計画策定業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(6) その他、提案書提出者に要求される資格を有していること。

5 失格事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載等があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく面接審査に応じなかった場合
- (6) 公示の日から協定締結までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) その他不正行為があった場合

6 スケジュール

内 容	日 程
募集期間	令和6年4月15日(月)～5月10日(金)
参加意向申出書の提出期限	令和6年5月10日(金)まで
参加多数の場合の事前選考結果連絡	令和6年5月17日(金)まで
質問書の提出期限	令和6年5月17日(金)正午まで
質問書に対する回答	令和6年5月22日(水)まで
プレゼンテーション使用機器等報告	令和6年5月22日(水)まで
企画提案書等の提出期限	令和6年5月24日(金)まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年5月30日(木)又は31日(金)
審査委員会の開催	
審査結果の通知	令和6年6月上旬
契約締結	

7 参加受付

- (1) 提出期限 令和6年5月10日(金)
- (2) 提出書類
 - ①企画提案参加意向申出書(様式第1号)
 - ②会社概要(履歴書)
 - ③業務実績書(令和元年度～令和5年度に受注した公共団体発注の地域公共交通計画策定業務の受注実績。公共団体には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定される協議会を含む。)
- (3) 提出方法 ①～③の書面を郵送か、持参にて行うこと。
- (4) 参加意向申出者多数の場合は、業務実績等を考慮して参加者の選考を行い、選考結果を5月17日(金)までに連絡する。

8 評価基準

審査項目及び評価の観点		配点		
企画提案 全般	・資料の収集・分析、各種調査の手法等が明確に示され適切か。	かなり良好	10	10
		普通	5	
		不十分	0	
	・町の現状、地域特性を十分理解し、本町の公共交通全般に係る課題、問題点が明確に説明されているか。	かなり良好	20	20
		やや良好	15	
		普通	10	
		やや不十分	5	
		不十分	0	
	・課題解決のモデルプランが具体的に示されているか。	かなり良好	20	20
		やや良好	15	
		普通	10	
		やや不十分	5	
不十分		0		
・計画の全体像や策定スケジュールが具体的に示されているか。	かなり良好	10	10	
	普通	5		
	不十分	0		
業務実施 体制	・業務遂行のための組織体制が適切で、実績のある責任者・技術者が配置されているか。	かなり良好	10	10
		普通	5	
		不十分	0	
	・会議など全般に関する支援内容（支援体制）が整っているか。	かなり良好	10	10
		普通	5	
		不十分	0	
業務実績	・類似業務の実績があるか。	多い	10	10
		少ない	5	
		ない	0	
見積額	・見積価格が安価であるか。	(最低見積価格÷当該見積価格) × 10		10
合 計				100

※最も合計点数の高いものを採用します。

※各項目ごとに細分化された配点は目安であり、1点単位での採点を可能とします。

※価格点は、小数点以下第2位未満を四捨五入し、小数点以下第1位まで評価します。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月24日（金）

(2) 提出書類

- ①企画提案書（様式第2号） 正本（要押印） 1部
副本（社名及び製品名の標示がないもの） 6部
電子データ（CD等） 1部

(ア) 企画提案書の規格

- ・ A4版横書き両面印刷とし、様式、頁数については特に定めないが、分かりやすく、コンパクトであること。
- ・ A3版による折込頁の挿入は可とする。
- ・ 彩色、カラーコピーも可とする。

(イ) 企画提案書の構成

項目	提案内容
基礎調査	・ 調査手法とその狙い
町民移動の実態・ニーズの把握	・ 調査手法とその狙い ・ 調査項目
課題把握と対応策の検討	・ 基礎調査結果等の分析方法 ・ 現時点で提案者が考える公共交通全般に係る課題、問題点
地域公共交通事業の方針	・ 上記課題解決に向けた方策、取り組み方針
交通計画の構成等	・ 計画の全体像及び構成 ・ 策定スケジュール
業務実施体制	・ 業務実施体制の図示 ・ 砥部町及び砥部町地域公共交通会議への支援体制
業務実績（再掲）	・ 直近5カ年の公共団体の地域公共交通計画関連（同種、類似業務）の実績
見積金額	・ 業務内容、項目ごとに歩掛等の詳細を記載した見積
会社概要	・ 資本金、年商、組織図、業務資格、事業内容等

- ②見積書（任意様式） 正本（要押印） 1部

A4版で両面印刷とし、様式、頁数については特に定めないが、分かりやすく、詳細であること。

1 0 質問の受付及び回答

- (1) 参加申込書の提出を行った後の本募集に係る質問は、質問書(様式第4号)に記入し、令和6年5月17日(金)正午(時間厳守)までに電子メールで行うこと。(PDFなどへ変換せずWordデータのまま添付し提出すること。)
- (2) 電話での質問には応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問合せをする。
- (3) 質問事項の回答は、令和6年5月22日(水)までに全企画提案者に電子メールで通知する。

1 1 企画提案内容についてのプレゼンテーション等の実施

(1) プレゼンテーション等の実施

企画提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①実施日：令和6年5月30日(木)又は31日(金)予定

②実施時間・場所：時間、場所等については、別途通知する。

(2) 企画提案書記載内容の確認

企画提案者は、提出された提案書の内容について、本町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

プレゼンテーションは、1社30分程度予定(別途、質疑応答10分程度予定)、順次個別により行う。

(3) 審査委員会において、評価基準に沿って非公開により選考し、結果はプレゼンテーションに参加した者全員に対し、結果通知書(様式第3号)により通知する。

(4) プレゼンテーションにパワーポイント等を使用する場合は、令和6年5月22日(水)までに報告をすること。なお、パソコン及びプロジェクターは提案者が用意し持参すること。

※スクリーンは持参不要。

1 2 契約相手の特定等

- (1) 審査委員会において、提案の評価などを総合的に審査し、一定の水準以上を満たしたもののの中で1位として決定したものを契約相手として特定する。
- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書又は電子メールにて通知する。
- (3) 評価内容及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。

1 3 契約相手の特定時期

特定予定年月日は、令和6年6月上旬を予定。

※国の補助金交付決定通知以降とする。

1 4 契約の締結等

- (1) 砥部町地域公共交通計画策定業務の契約については、特定した契約相手と締結する。
- (2) 契約締結時期は、令和6年6月上旬を予定。
- (3) 契約相手の辞退又は特別な理由により契約締結ができない場合は、プレゼンテーション及びヒアリングにより順位付けをした契約相手の順に契約交渉をする。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

1 5 その他留意事項

- (1) 砥部町プロポーザル方式業者選定実施要領に準じる。
- (2) 企画提案者の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。
- (3) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 砥部町地域公共交通会議事務局は、提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととする。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

1 6 提出先・問い合わせ先

砥部町地域公共交通会議事務局

(砥部町地域振興課ふるさと創生係) 担当：池内

〒791-2195

住所：愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

TEL：089-962-7250（内線251）、FAX 089-962-4277

e-mail：023chiiki@town.tobe.ehime.jp